

建築確認申請の審査等に関する手数料の改定について

1. 概要

- 令和4年6月に、建築物省エネ法・建築基準法の改正法が公布され、令和7年4月に施行されることにより、審査項目の増、区分及び審査期間の変更が行われることから恵庭市手数料徴収条例で定められている建築確認「審査」及び「検査」等の手数料の見直しを行う。

(参考)

恵庭市において建築確認申請審査・検査を行う建物規模は、建築基準法第6条1項4号に区分される建物（主に木造2階建の戸建て住宅）となりますが、法改正に伴い令和7年4月から、これまでの4号という区分が廃止され、建物の構造及び面積規模により、それぞれ新2号又は新3号という区分に変更されます。

2. 審査等における主な改定内容

- 建築物省エネ法の改正により、新3号建築物を除くすべての住宅・建築物を新築・増改築する際には、省エネ基準への適合が義務付けられ、省エネに関する審査業務が追加となる。
- 建築基準法の改正により、新3号建築物を除くすべての住宅・建築物を新築・増改築する際には、これまで審査対象外であった構造関係規定などの審査業務が追加となる。
- 建築確認審査期間の変更

変更前：旧4号建築物 7日以内

変更後：新2号建築物 35日以内、新3号建築物 7日以内

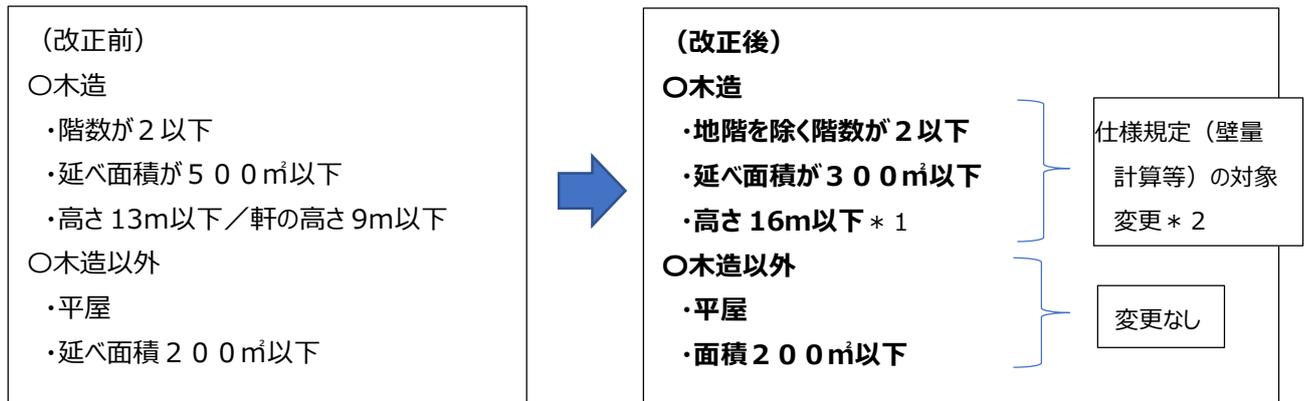
表1 建築確認・検査における審査（検査）項目

	改定前 ～令和7年3月31日	改定後 令和7年4月1日～	
	旧4号建築物*	新2号建築物	新3号建築物*
敷地関係規定	○審査する	○審査する	○審査する
構造関係規定	×審査しない	○審査する	×審査しない
防火避難規定	×審査しない	○審査する	×審査しない
設備その他 単体規定	△一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽 は審査する	○審査する	△一部審査する
集団規定	○審査する	○審査する	○審査する
省エネ基準 (建築物省エネ法)	— (適合義務の対象外)	○審査する	×審査しない

* 建築士が設計・工事監理を行った準防火地域以外の戸建ての住宅の場合

出典：「改正建築基準法 2階建ての木造戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」より

表2 限定特定行政庁（恵庭市）の建築主事等の業務範囲（令第148条）



*1 平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし

*2 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

出典：「令和6年7月9日 国土交通省資料 改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行について」より

3. 手数料の改定について

- ・今後、北海道や石狩管内の市町等での状況を踏まえ手数料の改定を行う予定。
- ・今後のスケジュール（予定）
 - 令和7年2月下旬 第1回定例議会において「条例改定」（案）を提出（予定）
 - 令和7年4月1日 施行（予定）

以上